（五）新規開業中小企業者の参入への配慮

①　国等は、新市場、新産業の創出・育成による雇用創出の重要性にかんがみ、新規開業中小企業者の受注機会（公共事業を除く。）の増大を図るよう特段の配慮に努めるものとする。

②　国等は、新規事業者の入札機会を拡大するために、物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格のあり方につき、引き続き検討を行う。

5　ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

（一）適切な予定価格の作成

①　国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び労務費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

②　国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（二）低入札価格調査制度の適切な活用等

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

②　国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③　中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④　国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

第二　中小企業者向け契約目標

国等は、上記第一に掲げる措置を講ずること等により、平成二十三年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業者向け契約の金額が、約三兆七千九百十五億円、比率が、五十六・二％となるよう努めるものとする。

ただし、上記の数字は東日本大震災の影響により集計ができなかった機関の数字を含まない。

第三　官公需対策における政府一体の取組み

（一）方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（二）措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第一の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

（三）地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

（別　紙）

平成２２年度中小企業者向け契約実績

（単位：億円）

各府省等名	官公需総実績額（A）				中小企業者向け契約実績額（B）				B／A（%）			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	37	4	221	262	20	3	37	60	52.8	78.3	16.9	22.9
参議院	5	15	20	40	3	1	4	8	52.8	5.4	22.2	19.8
最高裁判所	38	206	107	351	25	58	36	119	67.2	28.1	33.3	33.9
会計検査院	2	[0.1]	4	7	2	[0.1]	1	3	78.7	78.9	31.3	48.5
内閣・内閣府	229	558	429	1,216	143	322	166	631	62.4	57.6	38.8	51.9
総務省	123	2	243	368	31	2	108	141	25.4	68.8	44.3	38.1
法務省	340	343	511	1,194	268	140	228	637	78.9	40.7	44.7	53.3
外務省	34	3	186	223	8	1	37	47	24.1	40.5	20.1	20.9
財務省	170	155	462	787	101	120	210	431	59.3	77.5	45.5	54.8
文部科学省	404	2	49	455	397	1	26	425	98.3	79.3	53.2	93.3
厚生労働省	213	125	313	650	173	87	185	445	81.3	69.3	59.2	68.4
農林水産省	118	1,065	888	2,070	87	771	681	1,540	73.9	72.4	76.8	74.4
経済産業省	32	1	128	162	21	1	78	101	67.1	65.6	60.9	62.2
国土交通省	826	12,161	4,088	17,075	398	7,367	1,519	9,284	48.2	60.6	37.2	54.4
環境省	11	68	212	292	9	47	65	120	75.5	69.0	30.5	41.3
防衛省	4,074	1,251	2,362	7,687	1,903	529	759	3,191	46.7	42.3	32.1	41.5
国計	6,656	15,961	10,221	32,839	3,589	9,450	4,142	17,181	53.9	59.2	40.5	52.3
公庫等計	11,206	7,457	10,098	28,761	6,933	3,045	5,106	15,084	61.9	40.8	50.6	52.4
国等計	17,862	23,418	20,320	61,600	10,522	12,494	9,249	32,265	58.9	53.4	45.5	52.4

（注1）　計の欄の金額は、各府省等から平成２２年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2）　括弧書（［　］）は、金額が５千万円未満であることを示す。

（注3）　平成２２年度の官公需総実績額及び中小企業者向け契約実績額には、東日本大震災により被災し集計困難となった一部の地方機関・部署の数値が含まれていない。